

市役所からのお知らせ

仙北市緊急雇用維持支援事業費補助金について

国の中小企業緊急雇用安定助成金を利用して、休業を実施した中小企業者に対し休業手当相当額の一部を補助します。

■補助対象者

仙北市内に事業所を有し、雇用する労働者を一時的に休業等させ（解雇等がない場合）、国の中小企業緊急雇用安定助成金支給決定を受けた者であること等、一定要件を満たす事業主。

■補助金の額等

国の中小企業緊急雇用安定助成金の事業主休業補償支払総額により1割又は0.5割以内を補助する。なお、教育訓練及び出向に係る経費を除きます。

※国の助成率5分の4の場合（市助成金、事業者負担の割合いずれも1割）

国の助成金 (8割)	市の助成金 (1割)	事業者負担分 (1割)
---------------	---------------	----------------

※国の助成率が10分の9の場合（市助成金、事業者負担の割合いずれも0.5割）

国の助成金 (9割)	市の助成金 (0.5割)	事業者負担分 (0.5割)
---------------	-----------------	------------------

■事業対象期間

4月1日以降に国の中小企業緊急雇用安定助成金の交付決定を受け、かつ平成23年3月31日までに市へ補助金申請のあった者を対象とします。（国の中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定日から原則として30日以内に申請）

※認定には、要件等がありますので事前にお問い合わせください。

仙北市緊急雇用助成金について

新規に労働者を雇用した事業主に対し緊急雇用助成金を交付します

■交付対象

仙北市内に事業所を有する、社会保険・雇用保険加入事業所、また新規雇用の前6カ月間に、事業主都合による離職者がいないこと等、一定要件を満たす事業主。

■対象労働者

助成金の交付の対象となる労働者は、仙北市在住者、1年以上の雇用契約がある正規社員（パートは除く）であること、失業状態にある求職者でハローワークを通して採用された者であることなど一定要件を満たす者。

※平成22年1月から平成22年12月末まで採用された方に限ります

■助成金の額

新たに雇用される対象労働者1人につき1回限り15万円（新卒者を雇用した場合は30万円/人）。仙北市雇用創造推進協議会セミナー受講者を雇った場合1人につき20万円。（重複受給はできない）
※新卒者とは、高校、大学、短大、専門学校等を卒業して1年以内の者を言います。

※認定は、要件等がありますので事前にお問い合わせください。

「仙北市明日の県立高校を考える市民会議」が

公開で開催されます

今後の県立高校のあり方について検討を行う市民会議の公募委員が、以下のとおり決定しました。多くの応募があったことから、当初予定の各地区2名から1名ずつを増員し、各地区3名の方を選出しました。

また、3月25日に開催された事前打合せ会において、2回目までの会議日程が決定されました。

この会議は公開して協議を行うこととしています。関心がある方はお気軽に傍聴してください。

■公募委員 角館地区 遠藤 康氏、千葉文士氏、田口秀成氏
田沢湖地区 千葉昶子氏、田口達生氏、福田金作氏
西木地区 門脇彰一氏、阿部善朗氏、鈴木昭子氏

■第1回市民会議

【日時】 4月25日（日）13:30～15:30

【会場】 仙北市田沢湖総合開発センター大集会室
（仙北市役所田沢湖庁舎隣）

※傍聴の申込みは不要です。お気軽にご来場ください。

■問合せ 仙北市政策推進課 TEL（43）1241

認知症の方を抱える家族の集い

認知症の方を自宅で介護されている家族の方々は、大切な人だからこそ様々な悩みを抱えていることが多いと思います。「誰も理解してくれない」「いつまで介護を続ければいいのか」など、その思いは深く複雑な思いではないでしょうか。

1人で抱え込んではいらい介護の悩みも、同じような経験をしている者どうしで、自由に話すと楽になります。皆様の参加をお待ちしています。

■日時 4月26日（月）10:00～11:30

■場所 西木総合開発センター

■内容 認知症の介護についてお互い話し合う

■対象 認知症の方を介護している家族

■問合せ 仙北市包括支援センター

（西木庁舎内）TEL（43）2283

仙北市勤労者対策事業費補助金について

市内に住所を有する中小企業者等が行う従業員技術修得及び資格取得研修経費の一部を助成します。

■交付対象

仙北市内に事業所を有し、従業員5人以上、常時雇用している中小企業者等で商工会会員等、一定要件を満たす事業主に対して。

※中小企業者等…市内において商業又は工業、若しくはサービス業を営んでいる者

■対象経費

(1) 従業員を派遣して行う場合

※受講料・教材費等必要と認められる経費（宿泊費・旅費は除く）

(2) 他の研修施設で講習等を受ける場合

※講師派遣料・講師宿泊費及び旅費・教材費等、必要と認められる経費

■補助金の額

(1) 従業員を派遣して行う場合、補助額は対象経費の3分の1以内、1企業当たり30万円以内、1人当たり3万円以内、受講人数は10人を限度

(3) 企業内で行う場合は、1企業当たり20万円、1人当たり2万円以内で、受講人数は、10人を限度

※実施前に申請が必要ですので、実施を希望される場合は問い合わせください。

■問合せ 仙北市商工課 緊急雇用対策室
〒014-0318 仙北市角館町36番地 TEL (43) 3351 FAX (54) 4102

仙北市雇用対策事業費補助金について

市内に住所を有する離職者や求職者及び学卒未就職者等が就職に役立てるための資格取得研修経費等の一部を助成します。

■交付対象

仙北市内に住所を有する離職者や求職者及び学卒未就職者を対象とします。

※国又は県より助成金等の交付を受けられる場合は対象となりません。

■対象経費

(1) 受講料・教材費等必要と認められる経費（宿泊費・交通費は除く）

(2) 自動車運転免許取得経費のうち、第1種普通免許取得費は除きます。

■補助金の額

(1) 補助額は、対象経費の3分の1以内、限度額3万円以内とし、年度内1人2回まで交付が受けられます。

※補助金を受けるには事前に申請が必要ですので、問い合わせください。

犬、猫の迷惑行為をなくしましょう！

フンの後始末は、飼い主のマナーです！

犬が散歩中にしたフンは、ビニール袋などに入れて持ち帰り処分しましょう。

放し飼いは、やめましょう！

犬の放し飼いは、人にとっては、咬傷事件、フン害、望まない子犬を増やす要因になるなど迷惑な行為です。一方犬にとっても交通事故にまきこまれたり、危険を防ぐために捕獲される場合もあり、同じように迷惑なことです。

ネコの迷惑行為について！

「ネコに庭や家屋を荒らされた」「鳴き声がうるさい」「糞尿で汚された」などの苦情や相談が増加しています。

これらは飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。無責任な飼育は、近隣の人々に不満を抱かせ、近隣トラブルの原因になります。飼い主の方は飼いネコが迷惑行為をおこさないようにしっかりと管理しましょう。

■問合せ 環境防災課 生活環境係
TEL (43) 3308

管財課（国土調査）から事務所移転のお知らせ

管財課（国土調査）は、角館中町庁舎から角館西側庁舎に事務所を移転しました。

新事務所 仙北市役所角館庁舎

〒014-0392 仙北市角館町東勝楽丁19

TEL (43) 3385 FAX (43) 4855

やさしい太極拳教室参加者募集

ゆったりと体を動かし、心と体のリフレッシュをしましょう。柔らかく動くので若い方から年配の方までどなたでも参加できる西木公民館の健康教室です。一緒に続けてみませんか。

■日時・会場 4月～7月

西木公民館 毎週月曜日 13:30～

桜木内公民館 毎週火曜日 10:00～

■講師 大曲太極拳同好会の指導者

■参加費 1カ月(4回) 500円

■持ち物 タオル、飲み物

■申込み 西木公民館 TEL (47) 3100